

## LGBTの取り組みについて

当事者へのヒアリングでどんな声を聞き、どのような対応を進めてきたのか

【西山議員】 通告にしたがい、まずLGBTの取り組みについて質問します。

LGBTとは、女性を好きになる女性のレズビアン（L）、男性を好きになる男性のゲイ（G）、両性愛のバイセクシュアル（B）、心と体の性が一致しないなどのトランスジェンダー（T）の頭文字をとった総称です。

2016年にある民間団体が約9万人を対象におこなった調査では、LGBTを含む性的少数者は8%という結果が出ています。これは左利きの人、AB型の人、と同じくらいの割合と言われています。本市に当てはめると単純計算で18万4千人程度となります。

1997年には同性愛者団体に対して青年の家の宿泊利用を拒否したことを違法とした東京高等裁判所判決、2003年には、一定の条件の下で性別の変更を認めた『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』が制定されるなど、判例や国内法の整備の動きが出てきています。

国際的には、2008年に性的指向や性自認に関わらず、人権がすべての人に平等に適用されることを求めた無差別の原則を再確認することなど、LGBTへの人権保護の促進を求める「人権と性的指向と性自認に関する声明」が国連総会で提出され、日本政府もこの声明に賛同の意向を示しています。

本市では「名古屋市男女平等参画基本計画2020」の中で“性別にかかわる人権侵害の解消”に取り組むとありますが、年に1回のセミナーや数回のパネル展示が啓発の主なものとなっています。

2015年9月定例会において「市長はセクシャルマイノリティに対する支援・理解促進に対してどのようにお考えでしょうか」の質問に対し、市長は「大至急一遍当事者のみなさんのヒアリングをやります。」と答弁されていますが、そこから約2年が経とうとしています。

そこで、市長に伺います。

当事者の方へのヒアリングでどんな声を聞いたか。その声に対し今日まで本市でどのような対応を進めてきたのかお答えください。

市長室でも会い、居酒屋のようなところで一杯飲みながら話を聞いた。関市の宣言を勉強するように言っている（市長）

【市長】 市長室では平成27年11月17日にお伺いしました。また、某居酒屋のようなところでは15人ぐらいおみえになられたと思うが、だいぶ長い間、一杯飲みながらよ

う話を聞いた。性別欄を廃止してほしいとか、子どもさんの悩みがあるものでちゃんと対応してほしいとか、何とかパートナーとか、とりあえず法的仕組みに行く前の仕組みがあるのという話が出てきまして。私はご承知のように、人間いろんなことがあるんでね、のびのびと自分の人生だから生きればいいのかというほうですので。ちゃんと勉強しろよと。岐阜の関市がパートナー宣言をやりましたんで、関市の市長は私が国会の時の公設秘書をやっとってくれた人間なので直接電話して、資料を出してくれと。役所には勉強してよと。私は多様性の主義者なので。そんな風に言っている。

## 当事者の思いを受け止め、パートナーシップ宣誓制度を名古屋市で

【西山議員】昨年、学生団体 i v o t e が主宰した企画に参加させていただき、LGBT当事者の方々と学生のみなさんと一緒にLGBTについて学び考えを深めました。企画では、愛知県や名古屋市で実現できたらいいな。というLGBTの取り組みをいくつかのチームに分かれてマニフェストという形でそれぞれ出し合いました。

- ・ 選挙の投票時に戸籍上の性別と見た目の性別の違いで、必ず確認のために止められることが辛くて選挙に行けなくなった人が多いという当事者の声から、投票時の性別確認廃止。
- ・ 行政機関に提出する書類について、男・女と分けず、性別欄を自由記述にする。
- ・ 相談窓口をつくり、専門家を置き常に相談できる体制をつくる。

など、学生さんの自由で柔軟な発想でさまざまなマニフェストが完成しました。

その中で、多くのチームがマニフェストにしていたのが、パートナーシップの制度でした。

パートナーシップ制度とは、法的な権利や義務は生じないものの、LGBTカップルが宣誓書を自治体に提出し、自治体から受領書等を交付するというものです。

全国的にはすでに、(東京都)渋谷区、世田谷区、(三重県)伊賀市、(兵庫県)宝塚市、(沖縄県)那覇市が制度を実施しています。

そして、政令市で初めて札幌市もこの6月からパートナーシップ制度を開始しました。市には1500件の賛成意見が寄せられ、受領書の交付が開始される6月1日までに17件の予約があり、初日は4組が宣誓しています。

私は先日、すでに制度を実施している東京都世田谷区、三重県伊賀市でお話を伺いました。

東京都世田谷区では、同性間のパートナーシップに関して当事者である区民からの、地域社会の一員として「存在を認めてほしい」ということへの対応として、区が同性カップルの気持ちを受け止めるために制度を実施しています。

宣誓書の受理件数は制度を開始した2015年度に25件、その後2年弱で累計50件となっています。

その後宣誓をしたカップル37組の方々にアンケート調査をおこない、宣誓の前後で

変化はありましたか。の問いには、

- ・ 同僚、家族や友人たちに祝福された。
- ・ 生命保険等の受け取りを法定相続人からパートナーに変更できた。

宣誓をしたことでよかったことはなんですか。の問いには

- ・ 区がおこなったことにより「LGBT」や「同性婚」という言葉が、一般的に浸透したように感じる。
- ・ パートナーシップ宣誓のことを踏まえて自分たちのことを説明すると、伝わりやすく、伝えやすくなった。

と、制度ができたことで周囲の理解が進み、カミングアウトできる、祝福されるという一番効果的な啓発活動となっていることもわかります。

伊賀市では、LGBT支援団体もおらず、とくに当事者からの要望があったわけではないが、同性カップルの認知、生活上の困難の解消、LGBT当事者への支援を表明、「性の多様性」について市民への正しい理解の啓発を目的に制度が始まり、この制度が始まると聞き伊賀市へ引っ越してきたカップルもおられるそうです。

また、当事者の「公営住宅に家族やパートナーとして住みたい」「医療や福祉で、法律上の夫婦・家族と同等のサービスを受けたい」の思いに応えて、パートナーシップ宣誓を行ったカップルの市営住宅への入居申請を可能にし、市民病院でも家族同様の扱いをしています。

企業の理解も進んでいます。株式会社Yahooは今年1日、社員の同性パートナーや婚姻関係のない内縁のパートナーに対し、配偶者と同様の福利厚生制度を適用すると発表しました。社員が自治体発行の証明書などを提出すれば、結婚休暇や育児・介護休暇、結婚時の祝い金など、社内のほぼ全ての福利厚生サービスを提供するというものです。

制度を始めた自治体では、LGBT当事者の気持ちを受け止める、当事者への支援の気持ちを示すなど、まずは自治体が理解する姿勢を示すことで、多様な生き方の理解促進につながっています。そして自治体の動きに応えるように企業などでも理解が進んでいます。

そこで総務局長に伺います。本市においても当事者の思いを受け止め、支援の気持ちを示すためにパートナーシップ宣誓制度を行う考えはありませんか。

## 若年世帯が居住ニーズに応じて適切な住まいを選べる環境の整備について

### 民間賃貸住宅居住者への家賃補助制度の創設を

【西山議員】次に、居住ニーズに応じて適切な住まいを選べる環境の整備について質問します。

2017年4月先の通常国会において「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正案が成立しました。この法律は、低額所得者、被災者、高

高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者、いわゆる“住宅確保要配慮者”に対する賃貸住宅の供給の促進を行うことなどを目的として制定されたものですが、今回の法改正では、民間の空き家等を活用して、これらの方々の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設等が行われました。

背景には、高齢単身者が今後10年でおよそ100万人増加することや若年層の収入がピーク時から約1割減となっていることなどが挙げられます。

格差と貧困が広がり続ける中、支援の必要性は一層高まっています。

今回は若い世代に焦点を絞って質問します。

最近では数百万円～一千万円という多額な奨学金の返済を抱えていたり、非正規などの不安定雇用が広がって若者の貧困化がすすんでいます。

非正規雇用のダブルワークでようやく手取り18万円、5万円の家賃で生活する方。

給与が手取り18万円に対して7万2千円の家賃に住む会社員の方。

給与が手取り14万円で一人暮らしをすることなど到底考えられないという保育士の方。

夫婦で約600万円の奨学金の借金で月約3万円の返済をしながら手取り20万円程度で6万5千円の家賃で1歳の子どもを育てる方。

さまざまな若い世代にお話を伺いましたが、現状の生活に精一杯で貯金をすることや将来を考えるとできない状況であるとの声をお聞きしました。

2013年に内閣府がおこなった「家族と地域における子育てに関する意識調査」では、若い世代で未婚・晩婚が増えている理由について“経済的に余裕がないから”が男性では52.0%、女性では43.8%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が2015年におこなった「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」では、結婚の障害となっているものはなんだと考えるか。の問いに“結婚資金”“結婚のための住居”と続いています。

東京都新宿区では、定住化の促進を目的として、区内の民間賃貸住宅に住む世帯の家賃を助成することで負担を軽減しており、学生及び勤労単身者向けには所得要件はなく月額1万円を最長3年間、子育てファミリー世帯向けには月額3万円を最長5年間の補助をおこなっています。

また、神戸市では新婚家庭支援事業として、新居の住居費、家賃1か月や敷金、礼金など最大24万円を補助するなどの制度が今年度から始まっています。

そこで、住宅都市局長にお聞きします。

若い世代の格差や貧困の解消と自立した生活の応援、定住促進のために民間賃貸住宅への家賃補助をおこなう考えはありませんか。

## 定住促進住宅も中学卒業前の子までの支援に拡充を

【西山議員】次に、定住促進住宅における若年世帯への支援の拡充についてお聞きしま

す。

定住促進住宅とは、中堅所得者の方の市内定住を促進するための住宅で、名古屋市により建設された公共型と、民間土地所有者等により建設された民間型の特定優良賃貸住宅がありますが、それぞれ子育て世帯への支援として家賃の減免または補助などの支援をおこなっています。

子育て支援の要件は“小学校就学前の子がいる世帯”としていますが、平成 26 年度に文部科学省がおこなった子供の学習費調査では、小学生時代にかかる学習費の総額の平均を 32 万 1708 円、中学生時代にかかる学習費の総額の平均を 48 万 1841 円としております。

小学校・中学校と進級するにつれ、学習費や生活費がかかるようになりますが、この頃には、今まで減免や補助されていた額がさらに上乗せされることになり生活への負担が大きく増えることになります。

市営住宅では今年度から入居募集資格が見直され、収入要件が緩和される子育て世帯の要件については“小学校就学前の子がいる世帯”から“中学校終了前の子どもがいる世帯”へと変更されています。

一方で定住促進住宅における子育て支援の要件については、小学校就学前の子どもがいることに限っています。

住宅都市局長にお尋ねします。同じ子育て支援制度であれば、定住促進住宅における子育て支援の要件についても市営住宅の入居資格者要件の見直しと同様に“中学校終了前の子がいる世帯”という要件に変更すべきだと考えますが、要件を変更するお考えはありませんか。

## 《答弁》

### パートナーシップ

#### 他の自治体の取り組みを調査し、当事者や有識者の意見等を聞きたい（局長）

【総務局長】本市のLGBTを含むセクシュアル・マイノリティに対する取り組みとしては、平成 28 年 3 月に策定した「男女平等参画基本計画 2020」に基づき、男女平等参画推進センターなどにおいて、講座などによる意識啓発や相談による支援、また、職員に対する研修のほか、庁内の関係部署が集まった情報交換会などに積極的に取り組んでおります。

また、昨年 11 月にはセクシュアル・マイノリティに関する市政アンケートを実施しており、その結果、セクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別が問題であると感じている市民が多数いることが分かり、正しい理解を深めるための意識啓発が大切であると考えております。

一方、他の自治体においては、議員ご指摘のパートナーシップ宣誓制度のほか、コミュニティスペースや専門相談窓口の設置、LGBT支援宣言など、セクシュアル・マイ

ノリティに対する支援として様々な取り組みを行っていることも承知しており、本市職員も大阪市淀川区や東京都世田谷区などを視察して状況を調べております。

議員ご質問の点につきましては、当事者のニーズも多様であると思いますので、パートナーシップ宣誓制度に限らず、他の自治体の様々な取り組みを更に調査するとともに、当事者や有識者の意見等を聞いてまいりたいと考えております。

### **若者支援・・・家賃補助**

**制度改正の趣旨を踏まえ、市としてどのようなことができるか検討したい（局長）**

【住宅都市局長】若年・子育て世帯については、若年層の収入の減少、非正規雇用の増加や子育て費用の負担などから、収入に比して家賃負担が重くなる傾向にあると認識している。

これらの世帯が安心して暮らせるように、現在の住宅市場では十分に活用されていない民間の空き家を有効活用した、住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっている。

こうした状況を受けて、国においては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正案が、先の国会において成立し、4月26日に公布されたところである。

今回の国の制度改正では、予算措置にもとづく住宅改修や家賃等低廉化への助成の他に、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、居住支援法人による入居相談や家賃債務保証の実施など居住支援協議会による支援の強化が、新たな制度として盛り込まれている。

今回の制度改正の趣旨を踏まえながら、若年世帯を始めとする住宅確保要配慮者が居住ニーズに応じて適切な住まいを選ぶことができる環境の整備に向けて、財政的な持続可能性等を勘案しつつ、本市としてどのようなことができるか、検討を進めてまいりたい。

### **若者支援・・・入居条件緩和**

**高齢化は進んでいないので、従来の支接を継続したい（局長）**

【住宅都市局長】定住促進住宅とは、中要所得者層を対象に、国の補助も活用しながら、居住環境が良好な賃貸住宅を供給するために創設された制度である。

小学校就学前の子供がいる世帯では、母親の就業が困難で収入が減少し、家賃が負担できなくなる傾向にあるため、平成18年9月に子育て支援制度を創設し、「小学校就学前の子供がいる世帯」に対し家賃の減額を行っている。

一方、市営住宅については、入居収入基準の緩和対象となる子育て世帯として、平成29年度から「中学校修了前の子供がいる世帯」まで対象を拡大している。これは、一

部の団地において高齢者のみからなる世帯が団地全体の 8 割を超え、自治会活動が停滞するなど、市営住宅が抱える管理上の課題に対応するためのものであり、高齢化率の高い団地において、子育て世帯などの若年世帯の優先入居を実施し、入居機会を拡大することで、団地コミュニティの活性化を図るものである。

定住促進住宅については、市営住宅のように入居者の著しい高齢化は進んでいないことから、子育て世帯における仕事と家庭の両立、良好な居住環境の確保という政策目標のもと、引き続き「小学校就学前の子供がいる世帯」を対象に、従来からの支接を継続してまいりたい。

## 《再質問・意見要望》

### 若者支援

#### 若年世帯の家賃補助の創設を強く要望する（意見）

【西山議員】若年世帯の家賃補助については「本市としてどのようなことができるか検討したい」と答弁されましたので、若年世帯の家賃補助の創設を強く要望します。

### パートナーシップ

#### 意見を聞く場は（再質問）

【西山議員】総務局長に再質問します。“当事者のニーズも多様であると思いますので、当事者や有識者の意見等を聞いてまいりたい”と答弁されましたが、当事者や有識者の意見を聞く場をどのように設けるお考えですか。

#### 今後よく検討していく（総務局長）

【総務局長】意見聴取の具体的な方法は今後よく検討していく。

#### 市長選で公約していたが（再々質問）

【西山議員】続いて河村市長にお聞きします。

河村市長は、同性パートナーシップ制度について市長選挙のマニフェストにも触れられていますが、4月18日付の中日新聞“候補者にぶつける100の質問”で「市長になったらLGBT(性的少数者)への考えは。同性パートナーシップに取り組むつもりはあるか」に対して「あります」と回答しています。

そこで市長に伺います。同性パートナーシップに取り組むつもりがあると回答した市長、本市においても世田谷区や伊賀市、札幌市などのようにパートナーシップ宣誓を行う考えでいいですね。

#### 約束したことは、その通りです。。もうちょっと待ってちょう（市長）

【市長】新聞で約束したということはウソは言ってないので、その通りです。役所は時

間がかかるみたいなので時間がほしいと。関市の市長には確認していろいろ相談してきた。もうちょっと待ってちょうということ。

#### **パートナー制度をやるんですね（再々再質問）**

**【西山議員】**やるのかやらないのか。同性パートナーシップ制度はつくるということではないか。

#### **新聞にかいてあることは本当です（市長）**

**【市長】**新聞で書いてあることは本当ですので。

#### **パートナーシップ制度の早期創設を（意見）**

**【西山議員】**マニフェストにも男女平等や男女共同参画など男女だけを前提とした価値観のみにとどまらず、LGBTなど性のあり方の多様性についての議論、ここは（）書きで、同性パートナーシップ制度などや理解を進めると、同性パートナーシップ制度とわざわざ強調して書かれていますから、河村市長は同性パートナーシップ制度を始める考えだということはわかっています。伊賀市では、平成28年12月に開催されたLGBTをテーマとした講演に市長が参加し、当事者の思いを知り、そこからたった3か月後の今年4月からパートナーシップ宣誓を開始しています。

総務局長からは当事者や有識者の意見を聞くとありましたので、さまざまな方からの声が反映されるような仕組みをつくって本市として多様性を尊重することと共に、当事者の声に応じてパートナーシップ制度を早期に創設していただくことを求めます。